

令和6年度 高梁市電気自動車等導入促進補助金 説明資料

クリーンエネルギー自動車の普及を促進することにより、低炭素化による地球温暖化の防止及び大気環境の改善を推進するとともに、市民及び事業者の環境保全に対する意識の高揚を図るため補助金を交付します。

<補助対象機器>

区分	補助対象機器
電気自動車等	<p>◆電気自動車 ◆プラグインハイブリッド車 (以下、「電気自動車等」という。)</p> <p>(1) 経済産業省が定めるクリーンエネルギー自動車導入事業費補助金交付要綱に基づき一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する補助金交付事業の対象として承認(以下、「国補助対象承認」という。)されている電気自動車等であること。※補助金交付申請の有無は不問。</p> <p>(2) 新規登録を受ける普通自動車若しくは小型自動車または新規検査を受ける軽自動車であること(新車に限る)</p>
充電設備 (R5~)	<p>以下の機器で、200V 充電が可能なもの(未使用品でリースでないもの)</p> <p>◆普通充電設備 漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する、1基当たりの定格出力が10kW未満のもので、充電コネクタ、ケーブル及びその他の装備品一式を備えたもの</p> <p>◆充電用コンセント 電気自動車等に附属している充電ケーブルのプラグの差込み口</p> <p>◆充電用コンセントスタンド 充電用コンセントが設置された筐体</p>
充放電設備 (R5~)	<p>◆ビークル・トゥ・ホーム(V2H) 充放電設備 電気自動車等と住宅等との間で電力を相互に供給することのできる設備であって、国補助対象承認されているもの(補助金交付申請の有無は不問)。ただし、未使用品でリースでないものに限る。</p>

※補助金交付を受けた機器については、最低4年間使用してください。期間内に処分(目的外使用、売却、譲渡、交換、貸与、廃棄、担保)するときは、市の承認を得る必要があり、場合によっては補助金の返還を求められることがあります。

<補助金の額>

区分	補助対象経費 ※1	補助金の額 (1,000円未満の端数は切捨)	補助予定 件数
電気自動車等	車両本体価格	補助対象経費に10分の1を乗じて得た額【上限10万円】	10件
充電設備または 充放電設備	本体購入費・設置工事費	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額【上限5万円】	10件

※1 補助対象経費は、消費税及び地方消費税を除いた額とし、国等の補助金を受ける場合は、その金額を控除した額とする。

<補助対象者> 各区分に応じ、要件をすべて満たす方で、市税に未納がない方

区分	補助対象者の要件
電気自動車等	<p>① <u>市内を電気自動車等の使用の本拠</u>とすること。</p> <p>② 補助金の交付申請をする日から起算して<u>1年以上前から継続して本市に住所を有する個人または本市に本社・支店等を置く法人、個人事業者</u>であること。</p> <p>③ 電気自動車等の<u>自動車検査証（記録事項）に記載される使用者及び所有者</u>であること。ただし、割賦販売契約（ローン）により購入する場合は、所有者でなくても可とする。</p>
充電設備 または 放充電設備	<p>① <u>本市に住所を有し、自ら居住する戸建住宅（本市内に存する戸建住宅であって、兼用戸建住宅を含む。）に自己の所有する充電設備または充放電設備を設置した個人</u>であること。</p> <p>② 充電設備または充放電設備と接続が可能な<u>電気自動車等を所有または購入契約している</u>こと。</p>

※補助金交付は上記区分に応じ、申請者及び申請者の同一世帯につき1回限り。

<申請時に必要な書類及び申請期限>

➤市指定の交付申請書に必要事項を記入の上、以下の書類を添付して申請してください。

区分	必要書類	申請期限
電気自動車等	<input type="checkbox"/> 自動車検査証の写し（記録事項の写しも）	自動車検査証の 初年度登録の日 から60日を経 過する日まで
	<input type="checkbox"/> 購入に係る費用の内訳が記載された注文書または契約書の写し	
	<input type="checkbox"/> 購入に係る領収書または割賦販売契約書の写し	
	<input type="checkbox"/> 国等の補助金を受領する場合は、その金額がわかる書類の写し	
	<input type="checkbox"/> 法人の場合は、登記簿謄本または現在事項証明（車両登録日以降に発行された原本）	
	<input type="checkbox"/> 市税に未納がないことを証明する書類	
充電設備 または 充放電設備	<input type="checkbox"/> 購入及び設置に係る費用の内訳が記載された契約書または内訳明細書の写し	設備の保証開始 日から60日を経 過する日まで
	<input type="checkbox"/> 購入及び設置に係る領収書または割賦販売契約書の写し	
	<input type="checkbox"/> 保証書の写し（保証開始日が記載されているもの）	
	<input type="checkbox"/> 型式・製造番号がわかる書類の写し（写真可）	
	<input type="checkbox"/> 設備の設置状況がわかる写真	
	<input type="checkbox"/> 国等の補助金を受領する場合は、その金額がわかる書類の写し	
	<input type="checkbox"/> 設備に接続予定の電気自動車等の自動車検査証（記録事項）または契約書の写し	
<input type="checkbox"/> 市税に未納がないことを証明する書類		

<申請時の留意事項>

○申請受付期間について

申請受付期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までです。
ただし、申請受付は先着順（郵送より窓口受付分を優先）のため、受付期間内であっても予算到達した時点で受付を終了します。受付状況は、HPで公表します。

○申請書の押印について

個人申請の場合は、認印可（申請者本人の署名であれば押印不要）。
法人申請の場合は、登録済み代表者印を押印してください。

○「市税に未納がないことを証明する書類」について

市税務課（市役所2階）・各地域局・各地域市民センターで「未納なし証明（納税証明書）」を取得して添付してください（手数料300円）。
取得日（発行日）は、「自動車検査証の登録日」または「充電設備または充放電設備の保証開始日」のいずれか遅い日以降としてください。

<申請書類等の提出>

以下の窓口へ直接持参、または郵送で提出してください。

受付窓口・問い合わせ先

〒716-8501 高梁市松原通 2043 番地

高梁市 市民生活部 環境課 環境政策係（市役所2階）

TEL：0866-21-0259 FAX：0866-21-0423

E-mail：kankyo@city.takahashi.lg.jp

<申請後の流れ>

- ① 申請書類（添付書類含む）を受理後、市で審査を行います。
- ② 書類審査後、申請者に対して交付決定通知を送付します。
- ③ 交付決定通知を受けられた方は、所定の請求書をご提出ください。
※請求書については、交付決定通知に同封しますが、市ホームページからもダウンロードできます。
※請求書には、振込を希望される口座の通帳の写しを添付してください。

★市ホームページ：<https://www.city.takahashi.lg.jp/soshiki/14/ev-hojo.html>

